

# 鹿児島県建築物等木材利用促進方針の概要

## 第1 建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

- 木材利用を促進することは、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、地域経済の活性化等に資するとともに、脱炭素社会の実現等にも貢献
- 建築用木材に関する技術開発等が進んだことなどにより、建築物において木材利用ができる環境が整いつつあることから、公共建築物のみならず建築物全体における木材利用を促進
- 県、市町村、事業者は、相互に連携を図り、建築物における木材利用を促進
- 木材利用に当たっては、とりわけ地域材を利用することが、脱炭素社会の実現等につながることから、かごしま材の利用を促進

## 第2 建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

- CLTや木質耐火部材等の普及や中高層木造建築物等の設計等に関する情報提供等やそれらの知識を有する人材を育成
- 建築物木材利用促進協定制度の活用により、木材利用の取組を促進
- 公共建築物においては、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進するとともに、木造化が困難な場合でも、内装等の木質化を促進
- 木材利用促進の日（10月8日）や木材利用促進月間（10月）において、関係団体等とも連携し、情報発信等を重点的に実施し、積極的に県民への普及啓発を実施
- 木材利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者を表彰

## 第3 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標等

- 公共建築物については、原則として全て木造化を推進
- 内装等の木質化、木製備品の導入等、公共土木事業における木材利用を推進
- 県が補助する公共建築物等においても、可能な限り木材が使用されるよう事業主体に要請
- 庁内に「木材利用庁内推進会議」を設置し、全庁的に木材利用を推進

## 第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 林業事業者、木材加工業者等と連携して、路網整備や機械化等による林業生産性の向上や、需要者ニーズに応じた木材を低コストで安定的に供給するため、木材流通・加工体制の整備を推進

## 第5 その他建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項

- 「木材利用推進協議会」を設置し、建築物等における木材利用を推進